令和８年（フ）第１１２２号
大阪府八尾市旭ヶ丘４丁目24番地　シャルル・コート・ラペ102号
破産者　深井　力也
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２７０号
大阪府吹田市芳野町６番３―806号
破産者　ＤＯＨＫＵこと　道工　良幸
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３５４号
大阪市福島区玉川１丁目４番17号　ボヌール旭　702号
破産者　田中　和正
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１３７６号
代替住所Ａ（旧住所　大阪府和泉市幸２丁目９番７―104号）
破産者　新井貞愛こと　朴　　貞愛
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６９６号
大阪市西淀川区佃４丁目11番34号　メゾンドＦ03　101号室
破産者　木津　あみ
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８３７号
大阪市東成区東中本２丁目７番26号　ライフハウスつね２号館　201号
破産者　メラニーこと　川田　矢一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８５９号
大阪市淀川区新北野３丁目11番18号　メゾンドリュウ北野　401号
破産者　小泉　哉果
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１９８９号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目17番17―303号　レーベン・くすのき
破産者　田中　脩真
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０３４号
大阪府東大阪市小若江１丁目６番８号　セントチュリーシティⅡ　204号
破産者　吉田　裕介
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１４５号
大阪府東大阪市若江東町３丁目４番69号
破産者　竹本　　秋
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２２８号
大阪市港区築港２丁目８番19―411号
破産者　矢野川陽一
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２８７号
大阪市城東区鴫野東２丁目６―７　コーポ・ラ・ベリエール702、住民票上の住所大阪市西区千代崎３丁目１番45号　401
破産者　谷口　弘明
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２８８号
大阪府吹田市日の出町９番26号
破産者　谷口　　毅
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３３４号
大阪市東淀川区菅原３丁目18番１―903号
破産者　岡　　誠
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４０６号
大阪府高槻市西冠３丁目10番15号、前住所大阪府摂津市鳥飼野々２丁目３番３―207号
破産者　伊東　　保
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４０７号
大阪府箕面市今宮４―１―２　ロイヤルハイツ304、開始決定時大阪市東淀川区大桐２丁目14番８号　ハーミッツ・セル大桐　005号
破産者　兎澤　　瞳
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４７３号
兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目33番１―307号
破産者　内田　正男
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６２３号
大阪市平野区瓜破６丁目９番１号　メゾン雅102号
破産者　大浦　直也
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６６８号
大阪府東大阪市中石切町２丁目６番18号
破産者　晃亜パックこと　家野　雅孝
1　決定年月日　令和８年９月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部